

法指第 1059 号
平成21年5月11日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定に伴う
「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」の参照方法について

標記につきましては、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、適切に対応
いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後も状況の変化に応じて通知等をいたしますので、迅速に対応できるよう連絡
体制を整備・確認願います。

記

(参考)

- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>)
- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)
- ・「高齢者介護施設の新型インフルエンザ対策の手引き」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/07.pdf>)

- ・ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 外務省渡航情報海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 大阪府ホームページ「緊急情報」 <http://www.pref.osaka.jp/>
(なお、府内各保健所窓口については、
<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/influ/hokensho.html> 参照)
- ・ 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982

事 務 連 絡

平成 21 年 5 月 8 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定に伴う
「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」の参照方法について

新型インフルエンザの対応につきましては、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」(平成 18 年 3 月 20 日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課・老健局計画課・老健局振興課・老健局老人保健課連名)(以下、「手引き」という。)において、対応をお願いしているところですが、平成 21 年 2 月新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定され、感染の段階についての考え方が改められましたので、今後、「手引き」を活用の際は、別添資料を参照の上、対応いただくようお願いいたします。

< 参考 >

- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>)
- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)
- ・「高齢者介護施設の新型インフルエンザ対策の手引き」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/07.pdf>)

別添資料

「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」(以下、「手引き」という。)においては、平成 17 年 12 月に策定された「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)をふまえ、世界保健機関(WHO)のフェーズ及び発生場所(海外、国内)によって講ずべき対策を分類していましたが、「行動計画」が平成 21 年 2 月に改定され、現在は下表 1 に示す 5 つの発生段階に分類の上、対応を行っています。これは、WHO が宣言するフェーズを参考にしつつ、我が国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定め、政府の新型インフルエンザ対策本部が決定します。(都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を 3 つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断することとされています。)

表 1 新型インフルエンザ対策行動計画における発生段階

発生段階		状態
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

表1に示した改定後の発生段階と、改定前の「行動計画」におけるフェーズ分類との対応は表2に示すとおりです。

表2 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

現在の行動計画に基づく国内の発生段階は、WHOの示すフェーズとは必ずしも一致しないため、「手引き」を活用の際は、表3を参照の上、政府の公表した発生段階に従い、対応いただくようお願いいたします。

(例えば、WHOではフェーズ5の状況であり、国内発生した段階では改定前のフェーズ分類においては、フェーズ5Bとなりますが、政府の決定が「第二段階(国内で発生早期)」であれば、手引きの8ページ<フェーズ4B>をご参照いただくこととなります。)

表3 新型インフルエンザ対策行動計画における発生段階

行動計画における発生段階		「手引き」の該当部分
前段階 (未発生期)		7ページ、3.1) <フェーズ1~3>を参照
第一段階 (海外発生期)		8ページ、3.2) <フェーズ4B>の対策を参考とした取り組み
第二段階 (国内発生早期)		8ページ、3.2) <フェーズ4B>を参照
第三段階		9ページ、3.3)
各都道府 県の判断	感染拡大期	<フェーズ5B>、及び 10ページ、3.4) <フェーズ6B>を参照
	まん延期	
	回復期	
第四段階 (小康期)		